

貴金属受渡細則の変更

旧条文を新条文に変更する。

新 条 文	旧 条 文
<p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 先物取引における受渡供用品は、次に掲げる地金であって商号又は商標及び品位が刻印されたものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">~(2) (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">白金500グラムパー純度99.95パーセント以上の白金であって、次に定めるものとする。ただし、受渡・品質委員会において必要と認めるときは、受渡供用品として、若干の白金地金を追加することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>④ 次に掲げる商標の白金地金</p> <p style="padding-left: 2em;">CREDIT SUISSE、JOHNSON MATTHEY (UK)、JOHNSON MATTHEY (U.S.A.)、DEGUSSA、WESTERN PLATINUM、P.G.P.、ENGELHARD (U.S.A.)、ENGELHARD (LONDON)、株式会社ヒラコ、ALMAS、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON、U.S.A.)、VALCAMBI S.A.、<u>PAMP</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p style="padding-left: 2em;">平成19年12月19日開催の理事会において議決された第2条(受渡供用品)第3号④の変更規定は、平成19年12月19日から施行し、平成20年2月限以降の限月の受渡し(同年1月中における2月限の早受渡しを除く。)から適用する。</p>	<p>(受渡供用品)</p> <p>第2条 先物取引における受渡供用品は、次に掲げる地金であって商号又は商標及び品位が刻印されたものでなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">~(2) (省 略)</p> <p style="padding-left: 2em;">白金500グラムパー純度99.95パーセント以上の白金であって、次に定めるものとする。ただし、受渡・品質委員会において必要と認めるときは、受渡供用品として、若干の白金地金を追加することができる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>④ 次に掲げる商標の白金地金</p> <p style="padding-left: 2em;">CREDIT SUISSE、JOHNSON MATTHEY (UK)、JOHNSON MATTHEY (U.S.A.)、DEGUSSA、WESTERN PLATINUM、P.G.P.、ENGELHARD (U.S.A.)、ENGELHARD (LONDON)、株式会社ヒラコ、ALMAS、COMPTOIR LYON ALEMAND LOUYOT、ENGELHARD-CLAL(PARIS、LONDON、U.S.A.)、VALCAMBI S.A.</p> <p style="padding-left: 2em;">(省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>